

## 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和4年度実績・令和5年度実施計画)

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理												
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
3-1 女性の人権	①講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。	1	男女共同参画推進に向けた広報・啓発	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を実施するとともに、芦屋市広報での特集記事やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、男女共同参画意識の周知・啓発を行う。	・幅広い男女共同参画に関わるテーマの男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を21企画実施した。 上記講座のほか、センター通信を年3回発行、また7月号の広報あしやで男女共同参画特集を行うなど幅広い周知を行った。	1,059	721	1,035	A	・講座に関して、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、定員を減らして実施した講座・事業もあったが、オンラインやハイブリッド形式による講座も実施するなど、企画実施数を増やすことができた（前年度19講座）。他団体や府内他課との連携が課題である。また広報7月号で男女共同参画特集を行ったことで、広く市民に向けて性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うことができた。	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を実施するとともに、センター通信「ウィザス」の発行を通じて、男女共同参画意識の周知・啓発を行う。	人権・男女共生課
	②性別に問わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実に努めます。	2	学校教育における子どもへの学習機会の確保	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図る。	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図った。	0	0	0	B	性別による役割分担を示唆する言動が児童生徒の中から表出されなくなった。	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図る。	学校教育課
	③広く市民にワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるとともに、男女がともに育児や家事、介護等を担うための啓発を行いま。	3	ワーク・ライフ・バランスの意味や考え方の普及	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座の実施、芦屋市広報での特集記事やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、自身の働き方を見直し、より充実した生活をするために有効な情報提供を行なう。	父親と子どもを対象とした工作講座において、男性の長時間労働の現状等からワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する時間を設けるなど、その他事業においても冒頭の挨拶の時間を利用し情報提供を行なった。 センター通信「ウィザス」108号では、「今日から始める家事・育児分担」をテーマに取り上げた。	1,059	721	1,035	B	講座や事業実施の機会を捉えて、随時情報提供を行うとともに、センター通信においてはより理解が深まるようなテーマ選定を行なった。 今後もより多くの市民に有効な情報提供が行えるよう広報・周知手段の検討が課題である。	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座の実施、芦屋市広報での特集記事やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、自身の働き方を見直し、より充実した生活をするために有効な情報提供を行なう。	人権・男女共生課
	9。	4	男性が女性と共に育児や家事を担うための啓発や学習機会の提供	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座として、男性が家事・育児に積極的に関わり、パートナーや家族とのコミュニケーションを図るきっかけとなるような講座を企画・実施する。	0歳から概ね1歳半までの子を持つ両親を対象に「パパのための初めての育児講座」を実施し、親子4組8人（父4人、子ども4人）が参加した。 また未就学児の子どもを持つ父親を対象に、「簡単料理にチャレンジ！パパ向け料理講座」を実施し、父8人が参加した。	528	52	503	B	「パパのための初めての育児講座」は前年度より参加者は減ってしまった（前年度：6組17人）が、「簡単料理にチャレンジ！パパ向け料理講座」については定員を超える申込みがあった。両講座とも受講後の参加者アンケートの回答から満足度が高く、実施の効果があったと考えられる。	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座として、男性が家事・育児に積極的に関わり、パートナーや家族とのコミュニケーションを図るきっかけとなるような講座を企画・実施する。	人権・男女共生課
	④性差別による暴力防止、DV、若年層に対するテートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発を進めます。	5	性差別による暴力防止、DV、若年層に対するテートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発	(人権・男女共生課) 「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施（11月予定）するとともに、広報あしや、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行う。 (コンプライアンス推進室) ・ハラスメントのリーフレットに記載している相談窓口や対応の流れをよりわかりやすく示して改訂し、職員に周知を図る。 ・新入職員及び管理監督職向けに研修等を実施することで、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。 (教職員課) 研修の実施により、あらゆるハラスメント防止の啓発を図る。	(人権・男女共生課) 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市内全高校3年生（約1200人）に性犯罪・性暴力防止啓発チラシ等を配布した。また広報あしや、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行なった。また7月には山手中学校の3年生（約180人）を対象にテートDV防止授業を行なった。 (コンプライアンス推進室) ・ハラスメントリーフレットの改訂を行い、全職員へ配布して相談窓口等を周知した。また、特に外部相談窓口を広く周知する目的で、名刺サイズの相談窓口カードを作成して全職員へ配布するとともに、府内の職員更衣室等にポスターを掲示した。 ・新入職員及び管理監督職に昇任した職員対象のハラスメント防止研修の実施に加え、役職別に研修を実施した。管理監督職はグループワーク形式の事例検討で人間関係のトラブルへの対応方法等について話し合い、意見交換を行なった。 ・全職員向けにグループウェアのネットフォルダ内に研修動画資料を掲載し、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」の内容の周知を行なった。 (教職員課) ・コンプライアンス推進室の発行するコンプライアンス通信を各学校園に配布し、ハラスメントの啓発を行なった。 ・新たに任用する会計年度任用職員にコンプライアンス推進室で作成している名刺サイズの相談窓口カードを配布した。	741	406	873	B	(人権・男女共生課) 市内全高校生を対象に配布することで、若年層に向けて性犯罪・性暴力防止への理解を促すことができた。出張授業の継続的な実施も含め、啓発資料配布以外での啓発方法の検討が課題である。  (コンプライアンス推進室) 1月に実施した全職員対象のハラスメント実態把握調査は「ハラスメントへの理解が深まった」と回答した者の割合が令和3年度を上回っているため、研修や啓発による周知の効果があつたと考える。また、取扱指針やリーフレットの認知度もわずかに向上している。 昨年度特に認知度が低かった外部相談窓口の認知度が高まっている一方で、内部相談窓口の認知度は低下しているため、相談体制の更なる周知が必要である。今後、より効果的な研修の実施方法及び相談窓口の周知方法の検討を行う。  【認知度】今回（前回） ・内部相談窓口（人事担当課等）：63.6%（69.3%） ・外部相談窓口（弁護士）：37.2%（28.5%） ・指針：39.2%（37.2%） ・リーフレット：56.8%（54.9%）  【ハラスメントについて】今回（前回） ・理解度が深まった：56.4%（52.8%） ・部下・後輩・同僚などへの対応を見直すべきとなった：57.1%（51.1%）  (教職員課) 各学校園にコンプライアンス通信を配布することで、本庁の研修に参加することが業務上困難な職種にハラスメントの啓発ができた。	(人権・男女共生課) 「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施（11月予定）するとともに、広報あしや、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行う。  (コンプライアンス推進室) 令和5年4月から外部相談窓口が変わるために、これまで以上にハラスメントのリーフレットや電子掲示板等を活用し、相談窓口の周知に取り組み、活用を促す。 ・新入職員及び管理監督職向けに研修等を実施することで、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得及び相談への対応方法等の習得を促す。  (教職員課) ハラスメントに関する資料を配布することで、あらゆるハラスメント防止の啓発を図る。	人権・男女共生課 法制コンプライアンス課 <旧コンプライアンス推進室> 教職員課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
	(5)芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）の周知を進めます。	6	広報紙への掲載 関係課や関係機関へ相談カードを配布	第2次DV対策基本計画に基づき、多くの人に情報が届き、DV被害者の相談につながるように、広報紙への掲載や相談カードの配布以外に、市民課ディスプレイの活用など効果的な周知を行う。	・広報紙へ毎月DV相談室の情報を掲載 ・DV相談室の相談カードを関係機関へ配布 ・市民課ディスプレイへ毎月DV相談室の情報を掲載	34	30	34	B	広報紙や市民課ディスプレイへの掲載、相談カードの配布をすることで、DV相談室の周知につながった。 課題として、令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査からもDV相談室の認知度が低い（『見たり聞いたりしたことがある』7.3%）ため、更に幅広い周知が必要である。	多くの人に情報が届き、DV被害者の相談につながるよう、広報紙への掲載、公共施設だけでなく商業施設等での相談カードの配架、市民課ディスプレイの活用など市民向けに幅広い周知を行う。	人権・男女共生課
3-2 子どもの人権	①「子どもの権利条約」の意義と内容について周知・啓発を進めます。  ②子どもたちの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、教育活動全体を通して人権教育を進めます。  ③教育課程全般において、いじめ等の問題（インターネットを通じて行われるものも含む）について、主体的に考える機会を設けたり、子どもたちが情報を正しく選択し、判断していく力を自身に付けたりする取組を推進します。  ④「いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。	7	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所・こども園・幼稚園5歳児、小学校6年生、中学校3年生に配布した。	38	38	38	B	子どもの権利条約について、児童生徒とその保護者に対して広く周知啓発を行った。また、一部学校では教材として活用される事例もあった。	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布する。	こども政策課（旧子育て政策課）
		8	人権教育推進事業	・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。 ・各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施する。 ・芦屋警察等、必要に応じて、関係機関と連携する。 ・情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施する。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。	・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てた。 ・各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施した。 ・芦屋警察等、必要に応じて、関係機関と連携した。 ・情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施した。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進めた。	153	54	153	B	・各学校で情報モラル教育の年間指導計画を作成できた。 ・情報教育担当者会を年3回開催し、各校の情報モラル年間指導計画の共有と改善を行うことができた。 ・ICT機器を効果的に活用した授業研究を2校で実施し、その成果について市内全校に共有することができた。 ・校長会や授業担当者会、情報教育担当者会にて、市内のICT機器活用率について情報共有し、成果を確認することができた。	・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。 ・各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施する。 ・芦屋警察等、必要に応じて、関係機関と連携する。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。	学校教育課
		9	カウンセリングセンター相談事業	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。（電話相談68件 面接相談151件） ・不登校担当者会や各小中学校の学校訪問を通じて、各相談機関との情報交換を行った。 ・学校教育課教育相談を窓口として、各機関との連携を密に行った。	2,869	2,836	4,240	B	・就学前施設及び小学校～中学校に通う園児児童生徒の子育てに関する窓口として、活用することができている。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、「心のケア」が必要と考え、感染拡大防止対策に留意し、相談業務を続けることにより、相談者の心の扱い所となつた。 ・高校世代の相談にも対応ができるため、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	学校教育課
		10	青少年愛護センター相談事業	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	相談員は教育職が務めており、学校やその他相談機関と連携しながらの相談受付を行った。特に、青少年の問題については、複合的原因に悩む場合があり、相談者本人も適切な相談先を見失っていることがある。よって、訴えを傾聴しながら問題を整理し、相談者が主体的に相談機関に赴く機運を高めるよう努めた。	0	0	0	B	プライバシーに配慮した上で、若者相談センター「アサガオ」のほか、適応教室や他の相談業務機関と連携し、相談者が最も相性が良いと感じられる相談機関を見つけられるよう、各種相談先の紹介を行なうことができた。今後も、他の事業所との連携が必要である。	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	青少年愛護センター
		11	子ども家庭総合支援室の運営	子ども家庭支援員・虐待対応専門員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	相談件数：1,090件 うち児童虐待に関するもの：238件	21,022	23,916	24,879	B	DV相談室と連携し、集中的に支援を行うなど、関係機関との更なる連携に努めた。	子ども家庭支援員・虐待対応専門員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	子ども家庭・保健センター（旧子ども家庭総合支援課）
		12	カウンセリングセンター相談事業（再掲）	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。（電話相談68件 面接相談151件） ・不登校担当者会や各小中学校の学校訪問を通じて、各相談機関との情報交換を行った。 ・学校教育課教育相談を窓口として、各機関との連携を密に行った。	2,869	2,836	4,240	B	・就学前施設及び小学校～中学校に通う園児児童生徒の子育てに関する窓口として、活用することができている。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、「心のケア」が必要と考え、感染拡大防止対策に留意し、相談業務を続けることにより、相談者の心の扱い所となつた。 ・高校世代の相談にも対応ができるため、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
	(6)「子ども家庭総合支援室」において家庭児童相談室の機能を包括し、「要保護児童対策地域協議会」の活性化を図ります。	13	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議・主要機関実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催する。 児童虐待防止研修会を開催する。	代表者会議1回、実務者会議3回、主要機関実務者会議3回開催し、府内・外の関係機関と連携した。	21,022	23,916	24,879	B	法理解や実務者、担当者間の信頼関係により、複数の関係機関との連携による支援が実現した。	代表者会議年1回、実務者会議・主要機関実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催する。 児童虐待防止研修会を開催する。	子ども家庭・保健センター <旧子ども家庭総合支援課>
	(7)子育ての孤立化を防ぐため、子育てを地域社会で支援することの大切さについて意識の醸成を図ります。	14	児童虐待防止の広報啓発	児童虐待防止月間に児童虐待をテーマとした映画上映会を開催し、虐待防止について周知・啓発を行う。 アンケートの結果、映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答する人を80%以上にする。	(子ども家庭総合支援課) 児童虐待防止月間に公立小学校・中学校及び自治会に「児童虐待防止」チラシを配布し、虐待防止の周知・啓発に努めた。  (人権・男女共生課) 児童虐待防止月間に児童虐待をテーマとした映画上映会を開催し、虐待防止について周知・啓発を行った。 上映映画：「夕陽のあと」、参加者：132人 アンケートの結果、映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答した人は、80.2%であったことから啓発映画会の実施効果があったと考える。	21,298	24,088	24,879	B	(子ども家庭総合支援課) 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、街頭キャンペーンは実施できなかったが、チラシの配布を行うことで虐待防止について周知・啓発することができた。  (人権・男女共生課) アンケートの結果、映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答した人は、80.2%であったことから啓発映画会の実施効果があったと考える。	(こども家庭・保健センター<旧子ども家庭総合支援課>)児童虐待防止月間に公立小学校・中学校及び自治会に「児童虐待防止」チラシを配布し、虐待防止の周知・啓発に努める。	子ども家庭・保健センター <旧子ども家庭総合支援課> 人権・男女共生課
	(8)保護者や青少年愛護委員などと連携し、子どもたちが自ら身を守り、安全を確保するため、教育・啓発を進めます。	15	犯罪等子どもを取り巻く様々な危険性についての教育・啓発	(ほいく課) 継続して事業を行う。 ・防犯訓練の継続実施を図り、内容の振り返り、充実を図る。 ・5歳児には「こどもぼうさい」を配布し、各施設で冊子も利用した防犯教育を行う。 ・交通安全教室に継続参加実施。 (学校教育課) ・「子どもを守る110番の家・店」の周知に努め、各小学校PTAと連携して新規開拓を図る。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上を図る。 ・交通安全教室を継続実施し、交通ルールや自転車の安全な乗り方等について周知を図る。 ・潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。 (青少年愛護センター) 中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員と連携し、犯罪等の危険性に対する研修を行う。 (地域経済振興課) 引き続き、さまざまな媒体を利用して、若者への啓発を行う。	(ほいく課) ・各施設で、年2回程度様々な状況を想定し、防犯訓練を行い、実施内容の振り返り、検討を行った。 ・「こどもぼうさい」を5歳児が在園する施設に配布し、5歳児の防災教育に活用した。 ・交通安全教室を市立認定こども園・保育所、私立認定こども園・保育園等において年2回程度実施した。 (学校教育課) ・「子どもを守る110番の家・店」について広報やホームページ等を通じて広く周知を図った。 ・防犯教室を、全ての小学校で実施し、児童の危険回避等への安全意識向上を図ることができた。 ・交通安全教室を全ての学校園（幼稚園5園、小学校8校、中学校3校）で実施し、幼児児童生徒に対する交通ルールや自転車の安全な乗り方等の周知を図ることができた。 ・潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を関係機関と連携して実施し、危険箇所の安全対策について協議した。 (青少年愛護センター) 愛護班集会において、自転車の通行ルール（矢羽根型路面標示）を周知し、地域経済振興課の出前講座を利用して、契約の定期購入トラブル、成人年齢引き下げによる、契約トラブルなどの啓発を行った。 (地域経済振興課) ・市内の高等学校5か所（県芦、芦屋国際、芦屋学園、甲南、クラーク）に成年年齢引き下げに伴う啓発パンフレットを配布。（計 2270部） ・芦屋学園高等学校3年生に若者向け消費生活出前講座を実施。（8月） ・契約のルールやよくあるトラブル事例などを掲載している啓発パンフレットを成人式参加者に配布。（543部）	666	407	627	B	(ほいく課) ・子どもたちが生活する環境の中の危険を想定し、様々な危機について学ぶ機会を設けた。自分の身を守ることや、意識の啓発に務めた。継続して繰り返し訓練を行うことが必要である。 (学校教育課) ・「子どもを守る110番の家・店」について広報やホームページ等を通じて広く周知を図った。 ・防犯教室を、全ての小学校で実施し、児童の危険回避等への安全意識向上を図ることができた。 ・交通安全教室を全ての学校園（幼稚園5園、小学校8校、中学校3校）で実施し、幼児児童生徒に対する交通ルールや自転車の安全な乗り方等の周知を図ることができた。 (青少年愛護センター) 自転車の通行ルール（矢羽根型路面標示）については、実際の道路状況において、実施が難しい面がある。 成年年齢引き下げによる、契約トラブルなどの啓発を行ったが、さまざまな媒体などで啓発が行われており、実際にトラブルを防止できたか、トラブルを防止できた割合などの把握は、様々な機会に啓発されているため、難しい。 (地域経済振興課) 成年年齢引き下げに伴い、若者向けに消費者啓発を行うことができた。	(ほいく課) ・各施設で、年2回程度様々な状況を想定し、防犯訓練を行い、実施内容の振り返り、充実を図る。 ・「こどもぼうさい」を5歳児が在園する施設に配布し、5歳児の防災教育を行う。 ・交通安全教室を市立認定こども園・保育所、私立認定こども園・保育園等において継続参加実施。 (学校教育課) ・「子どもを守る110番の家・店」の周知に努め、各小学校PTAと連携して新規開拓を図る。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上を図る。 ・交通安全教室を継続実施し、交通ルールや自転車の安全な乗り方等について周知を図る。 ・潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を地元住民やPTA、警察等の関係機関と連携して実施し、危険箇所の安全対策について建設的な協議を行うことができた。 (青少年愛護センター) 自転車の通行ルール（矢羽根型路面標示）については、実際の道路状況において、実施が難しい面がある。 成年年齢引き下げによる、契約トラブルなどの啓発を行ったが、さまざまな媒体などで啓発が行われており、実際にトラブルを防止できたか、トラブルを防止できた割合などの把握は、様々な機会に啓発されているため、難しい。 (地域経済振興課) 成年年齢引き下げに伴い、若者向けに消費者啓発を行うことができた。	ほいく課 学校教育課 青少年愛護センター 地域経済振興課
3-3 高齢者の人権	①関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見や詐欺の未然防止、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センターの周知と相談窓口の充実に努めます。	16	権利擁護の理解や意識を高める取組の推進	・虐待対応にあたる高齢者生活支援センターや行政職員に向け、研修を引き続き実施し、高齢者・障がい者を権利侵害から守るために虐待対応の質の向上を目指す。必要に応じて対象者を選定しその他研修も実施する。 ・市民向けに権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。	・行政等新任職員向け権利擁護研修実施、25人参加。 ・障がい者福祉サービス等従事者向け虐待防止研修を実施し、46人参加。 ・虐待対応従事者研修を実施し、55人参加。 ・施設従事者による高齢者虐待対応マニュアル・障がい者虐待対応マニュアルの改訂を進めている。 ・成年後見制度と意思決定支援をテーマにした権利擁護フォーラムをハイブリッド形式で実施。	20,769	20,769	21,131	B	・行政職員や高齢者生活支援センター、障がい相談員に向け虐待対応研修を行ったことにより、高齢者・障がい者の権利を守るために具体的な対応方法について理解を深めることができた。 ・フォーラムでは、学識経験者、専門職、親族後見人等のさまざまな立場から意思決定支援を行っており、実際に大切なことや、成年後見制度について学びを深めた。 ・施設従事者による高齢者虐待対応マニュアル・障がい者虐待対応マニュアルが実務へ即したものへと改訂が進んでいる。	・虐待対応にあたる高齢者生活支援センターや障がい者相談員、行政職員に向け、研修を引き続き実施し、高齢者・障がい者を権利侵害から守るために虐待対応の質の向上を目指す。必要に応じて対象者を選定しその他研修も実施する。 ・市民向けに権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
②高齢者生活支援センターをはじめ、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、民生児童委員、福祉推進委員などとも連携し、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。		17	災害時の要配慮者支援の取組	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) ・未だ確定していない取組の詳細を決定する。 ・新たな要援護者支援の取組について、民生委員・児童委員への更なる啓発と活動支援を行う。 ・円滑に新たな運用に移行できるよう、関係機関との連携を強化する。 ・福祉関係機関等に対し、機会を捉えて要援護者支援の取組にかかる啓発を進める。 ・緊急・災害時要援護者台帳等の普及に向けた新運用の実施のため、システム更新や新運用のための説明資料等を準備する。	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) ・民生児童委員協議会等関係団体と協議・調整のうえ、事前説明をし、要援護者支援に関する新たな運用を開始した。  【協議回数】 ・芦屋市民生児童委員協議会総務会での協議：1回（4月） ・芦屋市民生児童委員協議会正副会長との協議：1回 ・芦屋市民生児童委員協議会での研修：1回（6月定例会） ・民生委員・児童委員への説明：小学校区ごとに1回（全8回）  ・システム更新のため、OSバージョンアップ作業を実施した。	2,750	2,503	550	B	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) ・運用の見直しに伴って、再度、緊急・災害時要援護者台帳等の登録者に、登録内容の見直しを行ったことで、要配慮者支援者の情報を整理・更新することができた。 ・新たな運用への移行実施ができた。 ・新たな要援護者支援の取組について、研修・説明を実施し民生委員・児童委員への活動支援を行った。 ・他機関・団体との交流の場を設け連携強化を図った。 ・要援護者の中でも特に支援が必要な者への災害時の支援の検討が必要である。	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) ・民生委員・児童委員に対し、研修等を通じて継続して要援護者支援に関する活動を支援する。 ・支援者の充実及び連携を強化するため要援護者支援の取組にかかる啓発を進めること。 ・要援護者台帳記載の避難計画に加えて、さらに支援が必要な者への支援方法の検討を行う。 ・個別避難計画の策定に向けて、優先度や策定方法等の運用について検討する。	地域福祉課 高齢介護課 防災安全課
③認知症施策推進大綱に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。		18	地域見守りネット事業	登録事業者を増加させ地域の見守りの輪を少しでも広げる。	定例会は設けていないが、事務局にて適宜対応している。今年度実績では、14件。	0	0	0	B	当該事業を通じて、登録事業者による安否確認を行っている。登録事業者数の増加により見守りの輪を広げる必要がある。	登録事業者を増加させ地域の見守りの輪を少しでも広げる。	高齢介護課
④高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。		19	認知症施策	(地域福祉課) 若い世代に講座を受講してもらえるよう、学校等への働きかけを継続する。また、受講後に地域活動へつながるよう、認知症地域支援推進員と連携しながら、ステップアップ講座等を活用した仕組みづくりを検討する。さらに、オンラインを活用した講座開催等、コロナ禍での対応を検討する。 (高齢介護課) 当事者、家族及び地域のかたに知識や相談窓口の情報が伝わるように普及啓発をこれからも継続して実施していく。	(地域福祉課) 認知症サポーター養成講座を18回実施し、延べ286人が受講した。（令和5年3月31日時点） 小学校のキッズスクエアや中学校での講座を実施し、様々な世代が受講できるようにした。さらに、3月に実施予定のステップアップ講座では、認知症地域支援推進員と連携し、ボランティア養成講座を実施することで、講座受講者が地域活動へつながるよう工夫する。 (高齢介護課) ・当事者の会（あしやの会）年5回開催 ・（普及啓発）世界アルツハイマーーポスタークンテスト実施 応募数25点 ・若年性認知症ネットワーク会議を開催 12月	7,630	7,630	7,630	B	(地域福祉課) 小中学校で講座を開催することができ、様々な世代の受講ができた。また、認知症地域支援推進員と連携し、ステップアップ講座でボランティア講座を実施することで、受講後に地域で活動できるような取組を行なうことができた。 (高齢介護課) ・当事者の方が同じ思いを抱えている同士で話したり、多数の方とお話を出来る居場所を作れた。ただ当事者の参加者数が少ない。地域包括支援センターと連携が不足しており、参加したい当事者のかたへ案内ができるていない。 ・一定数の応募をいただき、参加いただいた方の認知症への理解度は深まったと感じる。しかし一部からの応募であったり、認知症の理解をまだ深められる余地があると思われる。事業自体を根付かせるために継続すること、各市内学校へ早くから案内し、協力いただくことが課題。 ・若年性認知症の方の支援を多機関で考える場を作ることで、実際支援が出来る連携が出来つつある。また、本ネットワークを通じて支援を行なったことが無いので、支援経験を早期にすることが必要である。	(地域福祉課) 若い世代に講座を受講してもらえるよう、学校等への働きかけを継続する。また、受講後に地域活動へつながるよう、認知症地域支援推進員と連携しながら、ステップアップ講座等を活用した仕組みづくりを検討する。 (高齢介護課) ・当事者の方が多く参加される会にする。 ・一部からの応募ではなく、多くの団体から応募いただく。多数の方が参加できる啓発イベントがあれば改良も1つの選択肢である。 ・若年性認知症ネットワーク会議で支援を行なえる仕組みを確立させ、実際に支援を行う。	地域福祉課 高齢介護課
		20	高齢者雇用に関する制度の周知・啓発	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと定例会（年2回）を実施し、意見交換を行う。 ・本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行い、会員募集に繋げる。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助した。 ・シルバー人材センターの総会（年1回）を実施。年度末には、シルバー人材センターと市で合同会議を実施予定。 ・1月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行った。	20,000	20,000	20,000	B	・コロナ禍で活動が消極的であったが、活動も活動になりつつある。また、本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行うことにより、会員募集に繋げることができた。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと市で場を設け、意見交換を行う。 ・本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行い、会員募集に繋げる。	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
③-4 障がいのある人の人権	①「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。	21	条例による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまちあしや」等を通じて周知を図った。</li> <li>合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。</li> <li>市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成）を実施するとともに、幅広い民間事業者に対して事業の周知を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」等に掲載し周知を図った。</li> <li>合理的配慮提供支援事業を実施し、市内民間事業者に対して、2件の申請に対して、2件19,360円の助成を行った。</li> <li>民生委員児童委員研修会、障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修、手話奉仕員養成講座、芦屋市権利擁護フォーラム等で条例に関する説明を行い、広く周知を図った。</li> </ul>	1,600	20	1,600	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮提供支援事業を活用していただいた民間事業者が2件のみであったため、より多くの民間事業者の活用を促進すること。</li> <li>障がい福祉サービス従事者、地域の支援者である民生委員児童委員など、幅広い層に対して条例に関する周知を実施することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまちあしや」等を通じて周知を図る。</li> <li>合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。</li> <li>市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成）を実施するとともに、幅広い民間事業者に対して事業の周知を図っていく。</li> <li>障がいのある人に対して配慮を行っている市内店舗等に、「芦屋市みんなにやさしいお店」事業への登録を促し、その取り組み等を市ホームページや公式Instagramに掲載し周知することで、合理的配慮についても周知を図り、障がいのある人の社会参加を促していく。</li> </ul>	障がい福祉課
②子どもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリーを育む教育を進めます。	22	福祉教育の推進	小学校の総合的な学習において、視覚に障がいのある方の話を伺ったり、用具を見たり使ったりする機会を設ける。また、アイマスクをつけて実体験をするなどし、障がい者理解を深める。	福祉教育を総合的な学習のカリキュラムに位置付けて、各学校の実情に応じて実施した。視覚障がい者、聴覚障がい者、身体障がい者の方の話を伺ったり、アイマスク体験、点字体験、車いす体験等を行ったりして障がい者理解を深めた。	0	0	0	B	障がいについて本や映像で学習できることもあるが、実際に当事者の方のお話を伺ったり体験をしたりすることで普段は気付かない社会的障壁に気付くことができた。いくつかの学校では新型コロナウイルス感染症拡大の影響で体験等ができなかった。	小学校の総合的な学習において、視覚に障がいのある方の話を伺ったり、用具を見たり使ったりする機会を設ける。また、アイマスクをつけて実体験をしたり、車いすに乗る立場、後ろから押す立場など、どちらも経験することを通して、障がい者理解を深める。	学校教育課	
③障がいのある人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。	23	交流活動による啓発	・自立支援協議会専門部会の中で居場所について協議を実施し、市内外で障がいのある人も集うような居場所を見出して、障がいのある人に周知していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会専門部会で既存の居場所のスクーリーニング調査を実施し、居場所となる場所等を障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」に掲載した。</li> <li>昨年度に引き続き障がい児・者作品展を開催し、終了後にも、市役所本庁舎やコープこうべ等市内施設に引き続き作品展示を行った。</li> </ul>	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所の候補地へ足を運び、具体的な居場所を見つけることができた。</li> <li>居場所の数が少ないため、今後増やしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会専門部会の中で居場所について協議を実施し、市内外で障がいのある人も集うような居場所を見出して、障がいのある人に周知していく。</li> </ul>	障がい福祉課	
④事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。	24	合理的配慮の提供支援	・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまちあしや」等を通じて周知を図る。	(障がい福祉課) <ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」等に掲載し周知を図った。</li> <li>合理的配慮提供支援事業を実施し、市内民間事業者に対して、2件の申請に対して、2件19,360円の助成を行った。</li> <li>民生委員児童委員研修会、障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修、手話奉仕員養成講座、芦屋市権利擁護フォーラム等で条例に関する説明を行い、広く周知を図った。</li> </ul>	1,600	20	1,600	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮提供支援事業を活用していただいた民間事業者が2件のみであったため、より多くの民間事業者の活用を促進すること。</li> <li>障がい福祉サービス従事者、地域の支援者である民生委員児童委員など、幅広い層に対して条例に関する周知を実施することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまちあしや」等を通じて周知を図る。</li> <li>合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。</li> <li>市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成）を実施するとともに、幅広い民間事業者に対して事業の周知を図っていく。</li> <li>障がいのある人に対して配慮を行っている市内店舗等に、「芦屋市みんなにやさしいお店」事業への登録を促し、その取り組み等を市ホームページや公式Instagramに掲載し周知することで、合理的配慮についても周知を図り、障がいのある人の社会参加を促していく。</li> </ul>	障がい福祉課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
	(5)相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実を図ります。	25	障がい者相談支援事業	(障がい福祉課・地域福祉課) ・地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図る。 ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センター機能のさらなる充実を図る。	(障がい福祉課・地域福祉課) ・福祉センターにおいて、相談支援事業・障がい者基幹相談支援センター事業を実施した。 ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センターと毎月1回定期例会を実施し、障がい者基幹相談支援センターで実施している事業等の進捗管理を行った。	46,676	46,676	48,060	B	(障がい福祉課・地域福祉課) ・相談支援事業については特に問題なく実施できたが、相談件数の増加、相談内容の困難化・複雑化により現体制での対応が難しくなってきていた。 ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センター機能のさらなる充実を図る。	(障がい福祉課・地域福祉課) ・地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図る。 ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センター機能のさらなる充実を図る。	障がい福祉課 地域福祉課
3-5 同和問題（部落差別）	①偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動に取り組む。  ②学校教育においては、これまでの取組みの成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。	26	同和問題（部落差別）に対する啓発	(上宮川文化センター) 同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動に取り組む。 (人権・男女共生課) 講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。	(上宮川文化センター) ・上宮川文化センター内の掲示板に「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ人権啓発のパネルやポスターを掲示した。 ・図書室に人権図書を配架 (人権・男女共生課) 日々の生活と人権を考える集い2022（人権週間記念事業）や啓発映画会にて法務省が作成した啓発チラシを配布した。	0	0	339	B	(上宮川文化センター) 掲示板に人権に関するパネルやポスター、「部落差別の解消の推進に関する法律」の掲示や人権図書を配架することで、来館された方の目に届き、周知活動ができた。 (人権・男女共生課) 様々な人権啓発事業において、「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知を図ることができた。	(上宮川文化センター) 同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動に取り組む。 (人権・男女共生課) ・同和問題（部落差別）をテーマに啓発映画会を実施する。アンケートの結果、映画会に参加して人権問題に関して関心が深まると回答する人が80%以上にする。 ・講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。	上宮川文化センター 人権・男女共生課
	③人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。	27	同和問題（部落差別）に対する教育	同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合うことを通じて、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発を進める。	・学校の人権教育計画（基本方針）に「同和問題」を位置付け、同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合う教育・学習の充実を図った。 ・「同和問題」を人権教育の主課題として設定し、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発に計画的に取り組んだ。	0	0	0	B	・学校の人権教育計画（基本方針）に「同和問題」を位置付け、同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合う教育・学習の充実を図ることができた。 ・「同和問題」を人権教育の主課題として設定し、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、教科等の学習において部落差別の解消に向けた教育と啓発に計画的に取り組むことができた。 ・同和問題の歴史的な背景について教職員自身が学び続けることが必要。	同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合うことを通じて、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発を進める。	学校教育課
	④住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	28	隣保館事業	コロナ禍のため感染防止対策を行いながら、居場所作りの観点を含め、相談事業や各事業を実施し、交流活動に取り組む。	・同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施した。 ・体操や、アロマヨガ、民謡、民踊等を行い、健康増進を図りながら交流活動に取り組んだ。 ・ヒューマンライツシアター（全3回）参加者：153人 ・ワンコインシアター（全4回）参加者：253人	407	330	407	B	コロナ禍で、それぞれの事業の人数制限があったにも関わらず、参加者を得ることができた。相談事業や各事業を行うことで人権学習、地域交流ができた。	同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施する。 地域交流をすすめ、同和問題の理解をより一層深めていく。	上宮川文化センター
	「本人通知制度」の周知・運用	29	「本人通知制度」の周知・運用	・引続き本人通知制度の運用を図るなかで、周知啓発を行う。 ・引続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。	・郵送での第三者請求の場合等に、本市で本人通知制度を実施している旨をお知らせする文書を同封して返送するなど周知を図ることで不正請求の抑止に努めた。 ・啓発チラシを作成し、成人式や人権啓発行事等で約1500部配布して周知を図った。 ・令和4年度末時点登録者数1,337人（前年度から98人増加した）	0	0	23	A	・本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引続き請求者への周知に努める。 ・本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	・引続き本人通知制度の運用を図るなかで、周知啓発を行う。 ・引続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。	市民課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	30	多様性を尊重する人権意識の教育・啓発	(人権・男女共生課) 講演会（日々の生活と人権を考える集い）を開催し、啓発を図る。アンケートの結果、講演会に参加して人権問題に関して関心が深まると回答する人を80%以上にする。 (広報国際交流課) 多文化理解講座の実施	(人権・男女共生課) 講演会（日々の生活と人権を考える集い）を開催し、啓発を図った。参加者：63人 アンケートの結果、講演会に参加して人権問題に関して関心が深まると回答した人は、92.6%であった。 (広報国際交流課) ・多文化理解講座13回実施 中学生向けJunior Youth Program (カナダ) 10名 山手中学校サッカー部 英語でサッカー (イングランド) 27名 みんなで楽しくスペイン語会話 (コスタリカ) 14名 外国人のための防災体験教室 (カナダ) 11名 フットサルとピクニック (カナダ) 26名 ・中学校での多文化共生理解事業 潮見中学校 (インド・中国・米国) 127名 精道中学校 (インド・中国・米国) ・コスタリカ・ベトナム・ブラジル) 261名 山手中学校ESS部 (米国・スウェーデン) 20名 山手中学校ESS部 (ウエールズ・イングランド ・インド) 20名 World Art in Ashiya (中国・南アフリカ ・フランス・香港) 98名 フィリピンってどんな国? (フィリピン) 47名 ハイキング (米国) 20名 やさしい日本語落語 84名	1,013	938	1,797	A	(人権・男女共生課) アンケートの結果、講演会に参加して人権問題に関して関心が深まると回答した人は、92.6%であったことから講演会の実施効果があったと考える。 (広報国際交流課) 多文化について理解する機会を設けることができた。市民同士のつながりが形成され、コミュニティの活性化につながっている。引き続き多くの外国人市民の活躍の場所を提供していきたい。 市内在住外国人のボランティアを募集し、実施回数を増やした。	(人権・男女共生課) ひょうごヒューマンフェスティバル（兵庫県等と共に）を開催し、多文化共生について理解を深めるための啓発を行う。 (広報国際交流課) 多文化理解事業の実施	人権・男女共生課 広報国際交流課
②ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。	31	ヘイトスピーチに対する啓発	・人権講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。 ・府内に法務省が作成した啓発ポスターを掲示する。	日々の生活と人権を考える集い2022（人権週間記念事業）や啓発映画会にて法務省が作成した啓発チラシを配布した。 また、府内に法務省が作成したポスターを掲示し、啓発を図った。	0	0	0	B	外国人の人権をテーマとした啓発事業を実施する際に継続して啓発を行う必要がある。	・人権講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。 ・府内に法務省が作成した啓発ポスターを掲示する。	人権・男女共生課	
③外国人児童生徒等に対する教育支援事業	32	外国人児童生徒等に対する教育支援事業	・市内に配置している日本語指導ボランティアを対象に、初期日本語教室の指導のノウハウを共有する研修を開催する。 ・初期日本語指導教室に日本語教師の資格を持ったボランティアを4名配置する。 ・芦屋市日本語指導者養成研修を年8回実施し、のべ160名の参加を目指す。	・初期日本語指導教室の運営について学期に1度協議し、効果的な支援方法を探ることができた。 ・令和4年度芦屋市日本語指導者養成研修では、日本語指導ボランティアへも周知し、多くのボランティアの方が研修に参加することができた。 ・日本語指導ボランティアを常時募集し、日本語教師資格を所有している人材をあらたに確保することができた。【5人】 ・令和3年度に引き続き、芦屋市日本語指導者養成研修を年間通じて行った。	3,992	3,713	7,296	B	・児童生徒数の増加により、初期日本語指導教室の指導者の増員だけでなく、日本語指導が必要な全ての児童生徒が参加することができなかった。運営や支援方法について継続して検討が必要である。 ・令和5年度は新しく山側校区に初期日本語指導教室を開設するにあたって、指導体制の整備が必要である。 ・児童生徒の通級については、課題があり、対応が求められる。 ・日本語指導を必要とする児童生徒の数が増加傾向にあり、支援人材の確保・育成が急務である。 ・中学生の進路保障についての課題がある。外籍児童生徒の保護者へは、早い段階で日本の高校入試制度についての説明が必要である。	・市内に配置している日本語指導ボランティアを対象に、初期日本語教室の指導のノウハウを共有する研修を開催する。 ・初期日本語指導教室に日本語教師の資格を持ったボランティアを6名配置する。（潮見小・山手小） ・芦屋市日本語指導者養成研修を年8回実施し、のべ160名の参加を目指す。 ・子どもの実態把握、校内体制整備など市全体で進める。 ・多言語翻訳アプリを導入し、学習習得、母語保障、日本語獲得の面での効果検証を進める。	学校教育課	
④子どもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を拓げます。	33	国際理解教育推進事業	・外国語活動担当者会を年2回実施し、外国語の指導と評価について研修を深める。 ・小学校と中学校の外国語教育の連携について研究する。 ・英語でのオンライン交流授業を実施する。 ・小学校外国語活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。 ・国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める場をつくる。	・外国語活動担当者会を年間2回実施し、指導と評価についての研修を実施した。【受講者：のべ32名】 ・小中連携を進めるために、小学校5・6年の担当者と中学校1年生の小中合同英語担当者会をおこなった。同校区内での小中交流授業（オンライン、対面）を実施した。 ・ニュージーランドの中高生とオンライン国際交流授業を実施した。 ・英語が堪能な地域人材を、小学校3・4年生の外国语活動を対象に、各校に1名配置した。【配置：8人】 ・英語力アップ事業において、小学校5・6年生を対象にALTを配置した。【配置：4人】 ・広報国際交流課と連携し、小学校の外国语授業や中学校の国際理解授業に、地域在住の外国人を派遣して、交流を通して異文化理解を深める機会をつくった。【派遣：のべ13人】	17,391	14,663	15,537	B	・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する必要がある。 ・外国人との交流機会が減少しているが、令和4年度は、2つの中学校が、オンライン国際交流授業を実施した。このような機会を持つことは効果があり、来年度もぜひ取り組みたいという声が多くあった。 ・来年度もオンライン交流を含めた、様々な形態での交流機会を創出する必要がある。	・外国語活動担当者会を年2回実施し、外国語の指導と評価について研修を深める。 ・小学校と中学校の外国语教育の連携について研究する。 ・英語でのオンライン交流授業を実施する。 ・小学校外国语活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。 ・国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める場をつくる。	学校教育課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
		34	国際交流に関する事業	(No.30の再掲) 多文化理解講座の実施	(No.30の再掲) 多文化理解講座の実施	614	721	1,797	B	(No.30の再掲) 多文化について理解する機会を設けることができた。市民同士のつながりが形成され、コミュニティの活性化につながっている。引き続き多くの外国人市民の活躍の場所を提供していきたい。 市内在住外国人のボランティアを募集し、実施回数を増やした。	(No.30の再掲) 多文化理解事業の実施	広報国際交流課
⑤潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して異文化交流を進めます。		35	外国人への日本語学習支援教室の実施	(広報国際交流課) ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,400人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、308人（講師含む） 日本語ボランティア講師養成・プラッシュアップ研修21人（講師含む） (公民館) 民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、令和4年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	(広報国際交流課) 指定管理者事業（参加者数） 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,470人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、379人（講師含む） 日本語ボランティアプラッシュアップ研修43人（講師含む） やさしい日本語講座25人（講師含む）  (公民館) 日本語学級を43回実施、13人が受講	30	16	30	B	(広報国際交流課) 引き続き外国人住民やその支援者へのサポートを継続していく。  (公民館) 在住外国人への学級事業の周知が難しいことが課題ですが、新型コロナウイルス感染症対策を行い、事業計画に基づき、日本語学級が適切に行われていることを評価する。	(広報国際交流課) 指定管理事業（参加者数） ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、600人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、352人（講師含む） プラッシュアップ研修62人（講師含む）	広報国際交流課 公民館
⑥多言語による情報発信ややさしい日本語の普及などを通じて、外国人にも理解しやすい情報提供に努めます。		36	多言語での情報発信	・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実 ・希望する外国人住民へHTMLメール配信	・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実 職員説明会実施 ・希望する外国人住民へメール配信を実施	2,405	2,020	2,126	B	多言語情報配信クラウドサービスを利用し広報を行った。利用者の拡充と各課での登録促進が課題。 メール配信実施。	・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実 ・希望する外国人住民へメール配信	広報国際交流課
		37	やさしい日本語の普及	やさしい日本語研修の実施	・新人研修26人 ・実用やさしい日本語研修15人 ・令和4年度職員人権研修（やさしい日本語）47人	0	0	0	B	研修に継続的に参加いただくことでやさしい日本語の利用が浸透してきている。引き続き継続して実施していく。	やさしい日本語研修の実施	広報国際交流課
		38	三者間通話システム	外国人からの119番通報に対する的確な対応及び災害現場でのシステム活用について職員に周知徹底する。	通訳件数 5件	237	185	237	B	実報件数は少ないもののシステムは有効に活用できている。指令業務に携わる職員への継続研修が必要。	外国人からの119番通報に対する的確な対応及び災害現場でのシステム活用について職員に周知徹底する。	消防本部指令課
		39	災害時の在住外国人への支援	(広報国際交流課・防災安全課) 外国人住民対象の防災研修及び日本人対象の在住外国人支援研修の実施	(広報国際交流課・防災安全課) ・外国人のための防災体験教室（カナダ）11名 (No.30再掲) ・災害時職員外国人対応研修 21名	614	938	1,797	B	(広報国際交流課・防災安全課) ・多様な国籍の外国人住民が参加できた。防災士からの専門的な知識を学ぶことができた。参加者の輪を広げられるよう、引き続き継続して実施していく。 ・避難所受付業務を体験したことのない職員が非常時の外国人対応について学んだ。引き続き実施し、災害時に備える。	(広報国際交流課・防災安全課) 外国人住民対象の防災研修及び日本人対象の在住外国人支援研修の実施	広報国際交流課 防災安全課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
3-7 情報化などに伴う人権侵害	①家庭や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、子どもを含めた教育・啓発を推進します。	40	情報モラル教育・啓発の実施	(学校教育課・打出教育文化センター) ・情報モラル教育の取組については、引き続き実践の収集と周知を毎学期実施する。 ・セキュリティ実態調査の結果をもとに、教職員向けのオンデマンド型の情報セキュリティ研修の内容を更新し、実施することで、更なるセキュリティ強化に努めしていく。 ・情報モラル教育については、研修会を企画し、教職員の理解を深めていく。 (青少年愛護センター) 引き続き、青少年育成愛護委員会主催の研修において、情報モラルを取り上げるよう促し、啓発を行う。 (人権・男女共生課) 人権擁護委員や法務局と連携し、市内小中学校でスマホ・ケータイ人権教室を実施する。	(学校教育課・打出教育文化センター) ・情報モラル教育の取組について、各校で実施した情報モラル授業実践の収集を行い、市内で共有することができた。 ・セキュリティ実態調査の結果をもとに、課題点と改善策を明らかにし、教職員向けのオンデマンド型の情報セキュリティ研修の内容を更新し、実施できた。 ・情報モラルの保護者への啓発として、「一人1台タブレット端末貸与のお知らせ」の冊子の中に、情報モラルについて記載し、全家庭へ周知できた。  (青少年愛護センター) 他で開催された情報セキュリティ研修に参加したため、本市での研修は実施しなかった。  (人権・男女共生課) 学校から直接携帯電話会社へ申し込めることになったことや、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。	3,635	0	3,610	B	(学校教育課・打出教育文化センター) 【効果】 ・オンデマンド型の情報セキュリティ研修の受講率が令和3年度より増加し、教職員のセキュリティ強化の意識向上に努めることができた。 ・情報モラルについて保護者も考えるきっかけを作ることができた。 【課題】 ・各家庭や児童生徒がSNSやスマートフォンをどのように利用しているのか実態を把握する必要がある。 ・各校で実施した情報モラルの取り組み例を、情報教育担当教員だけでなく、全ての教員と共有する必要がある。  (青少年愛護センター) 愛護班集会において、他で開催された、情報セキュリティ研修について、情報共有が行われ、青少年がトラブルに合わないためにも、愛護委員の間で、情報モラルに対する意識の向上が見られた。  (人権・男女共生課) 対面での実施が困難な場合、要請に応じて、オンライン等非対面での実施を検討する必要がある。	(学校教育課・打出教育文化センター) ・各家庭や児童生徒がSNSやスマートフォンをどのように利用しているのか実態を把握するため、調査を行う。(小学校3年生～中学校3年生の児童生徒及び保護者に対する) ・情報モラルについての講演会を実施する。(教職員悉皆研修)  (青少年愛護センター) 引き続き、愛護委員会主催の研修において、情報モラルを取り上げるよう促し、啓発を行う。  (人権・男女共生課) 人権擁護委員や法務局と連携し、要請があった場合には、市内小中学校でスマホ・ケータイ人権教室を実施する。	学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 人権・男女共生課
②インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。	41	インターネット・モニタリング事業	定期的にモニタリングを行い、差別的な書き込みを発見した場合は、法務局等と連携し、削除依頼を行う。	・インターネット・モニタリングを行い、差別表現の発見に努め、サイト運営者等に削除依頼を行った。	0	0	0	B	インターネットの悪用による差別表現が見られるため、継続して啓発を行っていく必要がある。	定期的にモニタリングを行い、差別的な書き込みを発見した場合は、法務局等と連携し、削除依頼を行う。	人権・男女共生課	
③市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。	42	人権の視点に立った適切な情報発信	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	新任職員研修などで職員向けのマニュアルの周知を行い、広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう啓発を行った。	0	0	0	B	法改正等により使用できない用語、使用することが好ましくない用語等の検証を随時行っていく必要がある。	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	人権・男女共生課 広報国際交流課	
3-8 性的マイノリティの人権	①誰もが自分の性（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。	43	性的マイノリティに関する教育・啓発	(人権・男女共生課) ・性的マイノリティに関する職員人権研修を実施する。 ・講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に県が作成した啓発リーフレットを配布する。 ・事業者、市民向けにパートナーシップ宣誓制度の周知を図るために、阪神7市1町で統一啓発ロゴを策定し、啓発を行った。 ・医師会、商工会などに芦屋市パートナーシップ宣誓制度チラシを配布し周知を図った。 ・パートナーシップ宣誓制度を導入した日（5月17日）にあわせて展示を行った。（5月～9月）  (学校教育課) LGBT等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進める。	(人権・男女共生課) ・性的マイノリティに関する職員人権研修を実施した。 受講者：302人 ・啓発映画会にて県が作成した啓発リーフレットを配布した。 ・事業者、市民向けにパートナーシップ宣誓制度の周知を図るために、阪神7市1町で統一啓発ロゴを策定し、啓発を行った。 ・医師会、商工会などに芦屋市パートナーシップ宣誓制度チラシを配布し周知を図った。 ・パートナーシップ宣誓制度を導入した日（5月17日）にあわせて性的マイノリティに関する理解を深めるための展示を行った。（5月～9月）  (学校教育課) ・学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、LGBTQ等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を行った。 ・「性的マイノリティの人権」を人権教育の課題として設定し、教科学習や総合的な学習等において人権学習に計画的に取り組んだ。	150	36	417	B	(人権・男女共生課) 多くの人々に性的マイノリティに関する理解を深めてもらうために阪神7市1町によるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書締結自治体と連携し、啓発を行っていく必要がある。また、多様性が認められるまちにするために市内事業所に対しても啓発を図っていく必要がある。  (学校教育課) ・学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、LGBTQ等性的マイノリティの人権」をテーマとした人権学習に教科学習や総合的な学習等において計画的に取り組むことができた。  (学校教育課) LGBTQ等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進めます。	(人権・男女共生課) ・ひょうごヒューマンフェスティバルにて、啓発DVDを上映する。 ・LGBTをテーマに啓発映画会を実施し、アンケートの結果、映画会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答する人を80%以上にする。 ・事業者、市民向けにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び阪神7市1町で策定した統一啓発ロゴの周知を図る。  (学校教育課) LGBTQ等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進めます。	人権・男女共生課 学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
	②公文書等における不要な性別記載欄の削除を進めます。	44	申請書等の不要な性別記載欄の削除。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	・性別記載欄の削除が可能な申請書等において、性別記載欄の削除を行った。 ・削除可能な申請書等：93件 削除済：93件（削除率：100%） ※公文書等に性別欄の記載があるもので、性別を記載しないように対応しているものを含む。） 令和3年度 削除可能な申請書等 66件 削除済：63件（削除率：95.5%）	0	0	0	A	・継続して削除依頼を行ったところ昨年度と比較して、削除した申請書等の件数が増え、削除率も上がった。 ・未対応のものについて、引き続き進捗管理を行っていく必要がある。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	人権・男女共生課
	③性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に応じるため、相談窓口の周知を図ります。	45	専門相談員によるLGBT電話相談の周知	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT電話相談の周知をする。 ・市内の公共施設に相談カードを配架し周知する。	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT電話相談のチラシを配布し周知を図った。 ・市内の公共施設に相談カードを配架するとともに、市立中学校1年生を対象に、相談カードを配布し、周知を図った。相談件数：59件（令和3年度：61件）	410	414	411	B	・様々な事業において周知できたため、引き続き市内、市外から多くの相談が寄せられた。 ・専門相談員と相談者との間に信頼関係が築けており、様々な事例に対しての相談に対応できている。今後も、専門相談員と連携して性的マイノリティの当事者に寄り添った相談を継続していく必要がある。	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT電話相談の周知をする。 ・市内の公共施設に相談カードを配架するとともに、市立中学校1年生を対象に、相談カードを配布し、周知を図る。 ・専門相談員と連携して実施していく。	人権・男女共生課
3-9 感染症患者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及とともに、世界エイズデー*やハンセン病を正しく理解する週間などをを中心に、啓発を進めます。	46	各感染症についての正しい知識の普及	(上宮川文化センター) ハンセン病問題をテーマとした啓発映画等を通して市民に対して啓発を行う。 (健康課) 引き続き「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。	(上宮川文化センター) 人権啓発映画会「ひとりになる」11月12日開催、参加者：32人 人権啓発展示会「医師 小笠原登とハンセン病強制隔離政策」11月12日～12月1日開催、参加者：115人 (健康課) 「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体を設置した。	98	33	0	B	(上宮川文化センター) コロナ禍で、人数制限があったにも関わらず、参加者を得ることができた。ハンセン病問題について正しい知識と当事者の人権についての理解が促進された。 (健康課) 「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるよう、引き続き、周知・啓発していく必要がある。	(健康課) 引き続き「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。 (人権・男女共生課) ひょうご・ヒューマンフェスティバル2023 in あしやで、ハンセン病に関するDVD上映などをする。	上宮川文化センター 健康課 人権・男女共生課
	②学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。	47		・小学校では生活科や保健、中学校では保健体育科を中心に感染症についての授業を継続的に実施する。 ・感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識が身に付くよう授業を実施する。	・各小中学校では感染症についての正しい知識が身に付くよう授業を行うことができた。	0	0	0	B	・児童生徒一人ひとりがどのくらい理解したかな ど評価・把握まではできていない。	・小学校では生活科や保健、中学校では保健体育科を中心に感染症についての授業を実施し、児童生徒に感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付ける。	学校教育課
3-10 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。	48	犯罪被害者等人権についての啓発、犯罪被害者等の支援制度の周知	・犯罪被害者週間である11月25日から12月1日の間に、職員研修を実施する。 ・広報紙掲載による周知・啓発活動を行う。	・公益社団法人ひょうご被害者支援センターで理事をされている臨床心理士を講師に招き、市職員向けの人権研修を開催し、犯罪被害者・ご遺族が置かれている状況の理解とわたしたちにできることについてお話ししたいとした。(12月1日) 参加者：22人 アンケートの結果 研修内容、資料について「大変良かった・良かった」が90%であったため、効果があったと考える。 ・広報紙掲載による周知・啓発活動なし	25	25	25	B	今後も継続して犯罪被害者等への支援の重要性について理解を深めるために研修を開催するなど啓発活動が必要である。	・犯罪被害者週間である11月25日から12月1日の間に、職員研修を実施する。 ・広報紙掲載による周知・啓発活動を行う。	道路・公園課(旧建設総務課)

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
3-11 刑を終えて出所した人などの人権	①犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を推進し、立ち直りを見守り支える地域社会の実現に向けて啓発活動に取り組みます。	49	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	・社会を明るくする運動を通じ、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、保護司会等関係団体と連携し、講演会や街頭キャンペーンなどの内容や啓発方法を協議する。 ・小中学生及び保護者に対する啓発の効果を高めるため、学校教育課や保護司会等と連携し作文コンテストの普及・啓発に努める。 ・コロナ禍によって取組が制限される中、街頭キャンペーンや横断幕の設置、広報活動等に取り組む。	社会を明るくする運動の事業として、以下のとおり実施した。 ・7月街頭一斉行動日（街頭キャンペーン）啓発グッズの配布、市民への呼びかけ ・講演会 講演「薬物乱用防止について」～薬物を巡る今の動向～ 参加者48人 ・市内公立小中学生への啓発として絆創膏を配布 ・第72回社会を明るくする運動作文コンテストの募集 応募数1作品 ・勉強会 講演「芦屋市の犯罪情勢について」 参加者33人 ・公開ケース研究会 参加者30人 ・社会を明るくする運動に関する会議 ・再犯防止や更生保護について、保護司会や神戸保護觀察所と協議 ・7月1日～29日まで市役所正面（北館3階）に横断幕を設置	266	266	266	B	・「講演会」のアンケートにおいて、参加者から「良かった」や「有意義だった」などの旨の意見が多数あり、一定の効果があったと考える。 ・日常生活の中で犯罪・非行防止について意識することが少ない小中学生に対して、社会を明るくする運動の趣旨を理解してもらうために、作文コンテストの実施を継続する。しかし、昨年度と比較すると応募者は減少しており、今後も啓発の継続が必要である。 ・保護觀察所等との連携を進める必要がある。	・社会を明るくする運動を通じ、更生保護について理解を深めるため、保護司会等関係団体と連携し、講演会や街頭キャンペーンなどの内容や啓発方法を協議する。 ・小中学生及び保護者に対する啓発の効果を高めるため、学校教育課や保護司会等と連携し作文コンテストの普及・啓発に努める。 ・イベントなどの啓発に加え、街頭キャンペーンや横断幕の設置などの広報活動に引き続き取り組む。 ・保護觀察所等との連携方法を検討する。	地域福祉課
3-12 その他の人権問題 ◇ひとり親家庭に関する問題	家族の多様性が尊重される社会の実現に向けて啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭のうち特に母子家庭への支援制度及び適切な相談窓口の周知に努めます。	50	母子・父子家庭相談の周知	ひとり親家庭の継続的自立へつながるよう、広報やホームページ等を通じて支援制度及び相談窓口の周知を行う。	ホームページにて支援制度や相談窓口を周知した。	0	0	0	B	支援制度について引き続きホームページで周知したことで関心のある市民への情報提供ができた。	ひとり親家庭の継続的自立へつながるよう、広報やホームページ等を通じて支援制度及び相談窓口の周知を行う。	こども政策課〈旧子育て政策課〉
◇北朝鮮当局による拉致問題について、関心と認識を深めていく啓発を推進します。	この問題について、関心と認識を深めていく啓発を推進します。	51	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	(人権・男女共生課) パネル展を通じて拉致問題についての啓発を図る。 (上宮川文化センター) ポスターやパネル展を通じて拉致問題についての啓発を図る。	(人権・男女共生課) ・啓発パネル「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて」の展示を行うとともに、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を上映し、啓発を図った。 ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間について広報あしや12月号及び市ホームページ等へ掲載し、周知を図った。 (上宮川文化センター) 上宮川文化センター内の掲示板に「北朝鮮による拉致問題」のポスターを掲示した。	0	0	0	B	(人権・男女共生課) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間について、SNS等を活用するなど効果的な啓発方法を検討していく必要がある。 (上宮川文化センター) 掲示板にポスター掲示することで、来館された方の目に届き、関心や認識を深める啓発ができた。 (上宮川文化センター) ポスターやパネル展を通じて拉致問題についての啓発を図る。	(人権・男女共生課) ・ひょうごヒューマンフェスティバルにて講演会を行う。 ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間について広報あしや12月号及び市ホームページ等へ掲載し、周知を図る。	人権・男女共生課 上宮川文化センター
◇アイヌの人々の人権	国と協力し、啓発に努めます。	52	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	ホームページ等を通じて、アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	(公財)人権啓発センターが実施するアイヌの方々の相談事業についてポスターやチラシによる周知を行った。	0	0	0	B	ポスターやチラシでの啓発にとどまっている。民族としての伝統や現状の認識、理解の具体的啓発を考える必要がある。	ホームページ等を通じて、アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
◇労働者等の 人権	ハラスメントによる人権侵害に対する正しい理解の促進、相談窓口の周知に努めます。	53	ハラスメントに対する啓発、相談窓口の周知	(人権・男女共生課) 人権擁護委員による人権相談の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知する。 (地域経済振興課) 引き続き、毎月社会保険労務士による労働相談の実施を広報に掲載し相談窓口を周知する。また、他市、他団体と連携し啓発を実施したり、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。	(人権・男女共生課) 人権擁護委員による人権相談の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知した。 (地域経済振興課) 労働基準監督署で実施している相談窓口への案内や社会保険労務士による労働相談を周知・実施した。また、「働き方改革」に関するチラシを作成し、芦屋市商工会会報誌に同封するなどして啓発を実施 ・商工会会報誌同封 1,100部 ・関係機関への配布 100部	125	78	125	B	(人権・男女共生課) 人権相談以外にも、相談者にとって適切な相談先を案内できるよう、他の相談機関の周知もあわせて行っていく必要がある。 (地域経済振興課) 労働相談を周知することで、本市の相談窓口へ案内するだけでなく、労働基準監督署等の各種相談窓口へも案内することができた。チラシの配布も含め、引き続き事業実施及び啓発が必要だと考える。	(人権・男女共生課) 人権擁護委員による人権相談等の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知する。 (地域経済振興課) 引き続き、毎月社会保険労務士による労働相談の実施を広報に掲載し相談窓口を周知する。また、他市、他団体と連携し啓発を実施したり、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。	人権・男女共生課 地域経済振興課

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和4年度実績・令和5年度実施計画)

○それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理												
地域・事業者	方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出予算額(千円)	R4歳出決算額(千円)	R5歳出予算額(千円)	所管課評価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
4-3 地域	<p>①社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。</p>	1	関係団体との連携による事業の実施	<p>(人権・男女共生課) 法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施する。 アンケートの結果、講演会や映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答する人が80%以上にする。 (生涯学習課) ・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。</p>	<p>(人権・男女共生課) 法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施した。 ・日々の生活と人権を考える集い2022（人権週間）記念事業として実施 講演「アフリカ少年が日本で育った結果」 参加者 63人 ・心れ愛シネサロン 第70回 映画「こどもしょくどう」上映 参加者数 96人 第71回 映画「いつまた、君と」～何日君再来～上映 参加者 110人 第72回（児童虐待防止推進月間・女性に対する暴力をなくす運動啓発映画会）映画 「夕陽のあと」上映 参加者数 132人  アンケートの結果、講演会や映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答した人 ・講演会 92.6% ・映画会 第70回 88.8% 第71回 88.4% 第72回 80.2%  (生涯学習課) ・芦屋市人権教育推進協議会のパネル展など自主的な活動が充実するように支援した。 ・定期総会、研究大会分科会、各種専門部会の実施に係る準備・支援を行った。</p>	2,343	1,932	2,638	A	<p>(人権・男女共生課) アンケートの結果、講演会と映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答する人がすべて80%以上だったことから啓発効果があったと考える。  (生涯学習課) 芦屋市人権教育推進協議会の円滑な運営のための支援を行うことができた。</p>	<p>(人権・男女共生課) 兵庫県、法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施する。 アンケートの結果、講演会や映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答する人が80%以上にする。</p> <p>(生涯学習課) ・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。</p>	人権・男女共生課 生涯学習課
	<p>②出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。</p>	2	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度の実施（交付決定5件）		400	214	400	B	生涯学習出前講座及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を円滑に実施することができた。今後は、あしや学びあいセミナーを含めた制度の更なる周知を行い、より地域の教育力を高める必要がある。	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を通じて人権意識の向上を図る。	生涯学習課 関係課
	<p>③地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。</p>	3	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	成人式で人権啓発グッズを作成・配布し、人権意識の浸透を図る。	人権啓発グッズの作成・配布 750人分	91	75	91	B	・「二十歳のつどい（旧：成人式）」で人権啓発標語入りグッズを作成・配布し、新成人に人権意識の浸透を図ることができた。	「二十歳のつどい（旧：成人式）」で人権啓発グッズを作成・配布し、人権意識の浸透を図る。	関係課（生涯学習課）
4-4 事業所	<p>①経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。</p> <p>②研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。</p>	4	事業所に対する啓発、啓発事業の周知	<p>(地域経済振興課) 他市、他団体と連携し啓発を実施したり、改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。 (人権・男女共生課) 人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会等にし、市内の事業所への周知を図る。</p>	<p>(人権・男女共生課) ・商工会、市が協定を締結している事業所等に講演会のチラシ、ポスターの配布・掲示を依頼し市内の事業所への周知を図った。 ・市内事業者や医療従事者向けにパートナーシップ宣誓制度の周知を図るとともに、阪神7市1町で統一啓発ロゴを策定し、啓発を行った。</p> <p>(地域経済振興課) ①令和4年11月14日「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム～ワーク・ライフ・バランスを通じた生産性の向上～」を開催 ・共催：芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、三田市、兵庫県、各市商工会等 ・会場：尼崎商工会議所 ②「働き方改革」に関するチラシを作成し、芦屋市商工会会報誌に同封するなどして啓発を実施 ・商工会会報誌同封 1,100部 ・関係機関への配布 100部</p>	53	42	53	B	<p>(人権・男女共生課) 商工会だけでなく、継続して市が協定を締結している企業等にも周知をしていく必要がある。</p> <p>(地域経済振興課) シンポジウムは、企業の人事担当者、厚生担当者、中小企業者などを中心に71人の参加があった。 今後も、その時々の人権課題に合わせたテーマでの事業実施及び啓発が必要だと考える。</p>	<p>(人権・男女共生課) 人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会等にし、市内の事業所への周知を図る。</p> <p>(地域経済振興課) 他市、他団体と連携し啓発を実施したり、改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する</p>	地域経済振興課 人権・男女共生課

地域・事業者・ 方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出 予算額 (千円)	R4歳出 決算額 (千円)	R5歳出 予算額 (千円)	所 管 課 評 価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
5-1 職員の意識向上	①新入職員から幹部職員にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	人権に関する研修	(人権・男女共生課・人事課・広報国際交流課) ・職員人権研修(LGBT研修) ・多様な性を理解する～職員として必要なLGBTの知識～受講者 302人 ・職員人権研修(ハンセン病問題) 「ハンセン病問題の全面解決に向けて」～地方公共団体の責務とは～ハンセン病回復者及びご家族による体験談受講者 151人 ・職員人権研修(外国人の人権) 「在住外国人とやさしい日本語 災害と多文化共生」受講者 37人 ・職員人権研修(情報化などに伴う人権侵害) 「インターネットと人権」～被害者にも加害者にもならないために～受講者 197人(講義形式:28人、研修用DVDによる視聴:169人) 日々の生活と人権を考える集い2022(人権週間記念事業として実施)講演「アフリカ少年が日本で育った結果」受講者 22人 ・後期新任職員研修において、男女共同参画に関する基礎やDV被害者支援について取り上げた。 人事課特別(専門)研修の男女共同参画職員研修においては、部課長級職員を対象に、人事課及びマネジメントの視点からハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。 (コンプライアンス推進室) 新入職員向けの研修では、ハラスメントの知識や取扱指針の周知を行い、管理監督職向けの研修では、組織マネジメントの観点からハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。 (障がい福祉課) ・新任職員向け研修では、引き続き手話研修を実施し、人権意識を高める。 ・心がつながる手話教室においては、より多くの部署の職員が出席することにより、手話及び障がいの理解を広げる。 ・意思疎通支援研修を改めて実施し、障がい理解を促進する。	(人権・男女共生課・人事課・広報国際交流課) ・研修の実施方法を講義形式だけでなく、DVD視聴にしたことから多くの職員が受講することができた。 ・新任職員研修の研修後アンケートより、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス、DVについて理解が深まったと考えられる。今後も内容の精査をしながら継続的に実施していく必要がある。 人事課特別(専門)研修の対象者は昨年度同様部課長級職員とし、研修テーマを昨年度よりさらに実践的な内容で設定して実施したところ、出席者を昨年度より3人減ってしまったが、受講後のアンケートにおいては9割の回答者が研修内容を実際に活かすことができると回答し、研修の効果があったと考える。次年度以降もテーマを精査・検討して継続的に実施する。 (コンプライアンス推進室) 1月に実施した全職員対象のハラスメント実態把握調査は「ハラスメントへの理解が深まった」と回答した者の割合が令和3年度を上回っているため、研修や啓発による周知の効果があつたと考える。また、取扱指針やリーフレットの認知度もわずかに向上している。今後、より効率的な研修の実施方法及び相談窓口の周知方法の検討を行う。 【ハラスメントについて】今回(前回) ・理解度が深まった: 56.4% (52.8%) ・部下・後輩・同僚などへの対応を見直すきっかけとなった: 57.1% (51.1%) (障がい福祉課) ・手話教室について一般職員から幹部職員まで幅広い年代の職員が参加し、手話や障がい者福祉への理解を深め、簡単な手話を習得することができた。課題としては、より多くの部署の職員が参加するため、研修内容や周知方法等についての検討が必要である。 ・新任職員研修については、初めて手話を学んだ職員がほとんどだったが、研修により手話や障がい者福祉への理解を深めることができた。 ・意思疎通支援・障がい理解研修については、疑似体験や当事者の保護者による経験談も交えた内容により、障がい理解を深めることができた。	(人権・男女共生課・人事課・広報国際交流課) ・職員人権研修を開催する。(テーマ:LGBT、ハンセン病問題、障がいのある人の人権、やさしい日本語、情報化などに伴う人権侵害) ・研修受講者を500人にする。 ・研修を受講して、テーマに対する理解ができたと回答する人を350人にする。 ・後期新任職員研修において男女共同参画に関する研修を実施し、男女共同参画の基礎、女性活躍推進、DV被害者支援について取り上げる。また人事課特別(専門)研修として男女共同参画に関する職員研修を実施する。 (コンプライアンス推進室) 新入職員及び管理監督職を中心に研修等を実施することで、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得及び相談への対応方法等の習得を図る。 (障がい福祉課) ・新任職員向け研修では、引き続き手話研修を実施し、人権意識を高める。 ・心がつながる手話教室においては、より多くの部署の職員が出席することにより、手話及び障がいの理解を広げる。 ・意思疎通支援・障がい理解研修を実施することで、障がい理解を促進する。	人権・男女共生課 人事課 広報国際交流課 コンプライアンス推進室 障がい福祉課					
②管理職は高い人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。	6	職場人権研修	各職場でテーマを設定し研修を実施する。職員間で意見交換を行うことによって職員の人権意識の向上を図る。	主な人権課題からテーマを選定し、職場単位で研修を実施した。(令和4年6月～令和5年1月) 【実施部署】74課 【テーマ】子どもの人権:4課、高齢者の人権:4課、障がいのある人の人権:5課、同和問題:2課、外国人の人権:4課、情報化などに伴う人権侵害:22課、性的マイノリティの人権:10課、ハンセン病問題:15課、その他の人権:13課 ※複数のテーマで実施した部署あり	0	0	0	B	・職場単位で実施し、意見を出し合うことによって職場全体で人権について考える機会となり、意識の向上につながった。 ・テーマ別では、情報化などに伴う人権侵害(インターネット上での誹謗中傷等)、ハンセン病問題、性的マイノリティの人権を取り上げた課が多く、研修を実施したことで、より理解を深めることができた。 ・今後も、継続して職場人権研修を実施することが必要である。	各職場でテーマを設定し研修を実施する。職員間で意見交換を行うことによって職員の人権意識の向上を図る。	人権・男女共生課

地域・事業者・ 方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出 予算額 (千円)	R4歳出 決算額 (千円)	R5歳出 予算額 (千円)	所 管 課 評 価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
(3)「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに、職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる体制の充実を図り、制度や相談窓口の周知に努めます。	7	学校内のハラスメント防止対策	昨年度に引き続き、市と各校においてハラスメント防止に係る研修を実施するとともに相談しやすい環境づくりに努める。	人権啓発のリーフレットを学校園のネットワークの掲示板にアップし、教職員への研修と併せて相談先の周知啓発を図った。	0	0	0	B	人権啓発のリーフレットを学校園のネットワークの掲示板にアップすることで、教職員がいつでも研修を取り組める環境を整えた。また、相談先を教職員全員に周知することができた。	・昨年度に引き続き、市と各校においてハラスメント防止に係る研修を実施するとともに相談しやすい環境づくりに努める。	教職員課
	8	庁内におけるハラスメント防止対策	引き続き、職員にハラスメントのリーフレットや取扱指針の内容の周知を図り、新入職員及び管理監督職に向け研修等を実施することで、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。	・ハラスメントリーフレットの改訂を行い、全職員へ配布して相談窓口等を周知した。また、特に外部相談窓口を広く周知する目的で、名刺サイズの相談窓口カードを作成して全職員へ配布するとともに、庁内の職員更衣室等にポスターを掲示した。 ・新入職員及び管理監督職に昇任した職員対象のハラスメント防止研修の実施に加え、役職別に研修を実施した。管理監督職はグループワーク形式の事例検討で人間関係のトラブルへの対応方法等について話し合い、意見交換を行った。 ・全職員向けにグループウェアのネットフォルダ内に研修動画資料を掲載し、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」の内容の周知を行った。	2,216	858	2,172	B	1月に実施した全職員対象のハラスメント実態把握調査は「ハラスメントへの理解が深まった」と回答した者の割合が令和3年度を上回っているため、研修や啓発による周知の効果があつたと考える。また、取扱指針やリーフレットの認知度もわずかに向上している。昨年度特に認知度が低かった外部相談窓口の認知度が高まっている一方で、内部相談窓口の認知度は低下しているため、相談体制の更なる周知が必要である。今後、より効果的な研修の実施方法及び相談窓口の周知方法の検討を行う。  【認知度】今回（前回） ・内部相談窓口（人事担当課等）：63.6%（69.3%） ・外部相談窓口（弁護士）：37.2%（28.5%） ・指針：39.2%（37.2%） ・リーフレット：56.8%（54.9%）  【ハラスメントについて】今回（前回） ・理解度が深まった：56.4%（52.8%） ・部下・後輩・同僚などへの対応を見直すきっかけとなった：57.1%（51.1%） ・部下・後輩・同僚などへの対応を見直すきっかけとなった：51.1%	引き続き、職員にハラスメントのリーフレットや取扱指針の内容の周知を図り、新入職員及び管理監督職を中心に研修等を実施して、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。	コンプライアンス推進室
5-2 特定職業従事者の意識向上	特定職業従事者に対する研修	(学校教育課) ①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じた人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	(学校教育課) ①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じた人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。 ②教員のキャリアステージに応じた人権課題を適切に設定する。 ③市として重点的に取り組む人権課題についても適切に実施する。 ④若手教員に対して、同和問題や学級における人権問題をはじめとする人権課題について学ぶ機会を積極的に設ける。 ⑤様々な研修形態を実施し、研修機会の確保を図る。	(学校教育課) ①人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行うことができた。 (打出教育文化センター) 【キャリアステージに応じた研修】 ①初任者研修 ・「いじめや不登校にかかる対応と保護者との連携について」受講者：13名 ・「『ボシティフ行動支援について』～教職員と児童生徒との良好な信頼関係づくりを目指して～」受講者：13人 ・「若手教員に対して、同和問題や学級における人権問題をはじめとする人権課題について学ぶ機会を積極的に設ける」 ②2～5年次研修 ・「不登校児童生徒及びいじめ等問題に係る実践的な組織的対応」受講者：32人 【全教職員対象】 ・「性暴力被害者を出さないための取り組み」受講者：24人 ・「個性を大切にする世の中に（LGBTQについて）」受講者：20人 ・「1人1台端末を活用した配慮を要する児童生徒への支援」受講者：14人 ・「道徳授業の在り方について」受講者：26人 ・「教室の中の子どもたち（特別支援教育について）」受講者：34人 ・「児童生徒の自殺をめぐる現状と予防のための方向性」受講者：86人 ・「震災を語り継ぐことの意義とは」受講者：40人 ・「多様な性を理解する（VOD）」受講者：27人 ・「ハンセン病の全面解決に向けて（VOD）」受講者：19人 ・「児童福祉の現状と課題（VOD）（ヤングケアラーについて）」受講者：10人 【管理職研修】 ・「ヤングケアラーの実態と今後の支援について」受講者：40人	478	239	478	B	(学校教育課) ・人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行うことができた。 (打出教育文化センター) 【効果】 ・キャリアステージに応じた人権課題を設定し、研修を実施することができた。 ・全教職員対象の研修においては、学校を会場として、より多くの教職員に参加してもらうことができた。また、VOD研修を取り入れることで、研修機会の確保を図ることができた。（昨年度全7講座計138人に對し、今年度全10講座計300人） 【課題】 ・どの人権課題を取り上げるか、社会全体の人権課題もふまえながら、研修を実施していく必要がある。 ・実施する研修は学校現場のニーズと合致しているのかを把握し、研修を実施していく必要がある。	(学校教育課) ・人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行う。 (打出教育文化センター) ・社会全体の人権課題を的確に捉えていく必要がある。そのために、「芦屋の教育指針」を参考にし、国や県の動向に注視していく。 ・学校現場のニーズを集めるために、学校訪問を適宜行っていく。また、学校教育課と連携を取り、各担当者会などで情報を集め、必要な研修を計画・実施していく。	学校教育課 打出教育文化センター

地域・事業者・ 方向性	NO	事業内容	R4事業実施目標	R4事業実施実績	R4歳出 予算額 (千円)	R4歳出 決算額 (千円)	R5歳出 予算額 (千円)	所 管 課 評 価	R4実施効果・課題	R5事業実施目標	所管課
(②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員について、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。	10		(生活援護課) ①内外の研修等に参加し、職員の人権意識啓発を目指す。 (福祉センター) 館内の業務連絡会を通じて、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策(パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど...)をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組を伝え、隨時注意喚起を行う。また、机や書庫等の鍵の調査を実施する。	(生活援護課) 窓口や電話において個人情報を含むデリケートな内容の相談を同う部署であるため、知識を得るための研修はもちろん、人権研修や接遇研修などの参加を積極的に行っている。具体的な手法としては研修等の回覧、人数調整を行うほか、福祉職員として参加すべき内容の研修には、最低1名は参加できるよう業務を調整して職員のスキル及び人権意識の向上を図った。 また、できるだけ多くの職員に研修内容が行き渡るよう研修資料の係内共有を行った。  主な研修参加実績は以下の通り  生活困窮・生活保護制度研修 10名 福祉サービス利用援助事業研修 10名 行政等初任者向け権利擁護研修(権利擁護と虐待について) 6名 ヤングケアラーに関する研修 2名 講義「セルフケグレクトと権利擁護支援」の受講 4名 コロナ禍における自殺予防対策研修 2名 ハラスメント防止研修 3名  (福祉センター) 保健福祉センター内に従事している福祉関係者・保健関係者(事業所職員を含む)等に対して、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策(パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど...)をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組をあげ、館内の業務連絡会を通じて、隨時注意喚起を行った。また、年1回、机や書庫等の鍵の調査も実施した。	○	○	○	B	(生活援護課) 本来のケースワーカー業務を優先しつつも研修へ積極的に参加しようとする姿勢が見られ、結果として多くの職員が人権関連の研修に参加した。 特に権利擁護研修は成年後見制度等の知識を学ぶ研修でありながら、人権を考える研修そのものであり、毎年多くの職員が受講し効果を実感している。 実際の窓口対応や電話対応においては、相談に来られた市民や生活保護受給者と大きなトラブルになることはなく、年間を通して相手の立場に立った相談支援を実践できている。 課題としては、近年、生活援護課に配属される新任職員が多く、年々経験年数が低くなっていることが挙げられる。生活保護制度そのものを学ぶための研修、行政職員としての基礎研修もある中、人権研修等の参加を促すことで研修への参加が多く負担となりかねない。 また、常時訪問や窓口対応が必要な職場であるため、一度の研修に複数の職員が参加することが困難なこと、予定していた研修を緊急対応等でキャンセルせざるを得なくなることなどがある。  (福祉センター) 個人情報の保護やプライバシーへの配慮は保健福祉センター従事者として理解しているが、実例を踏まえ、対策を周知することで、意識の向上・具体的な行動へつなげられるよう努めている。	(生活援護課) 引き続き、プライバシー保護への配慮を徹底し、相談業務などにおいて相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、日々の対応を親切・丁寧に実施するとともに、人権研修へはできるだけ多くの職員が参加できるようにする。  (地域福祉課(旧福祉センター)) 館内の業務連絡会を通じて、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策(パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど...)をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組を伝え、隨時注意喚起を行う。また、机や書庫等の鍵の調査を実施する。	関係課(生活援護課 地域福祉課(旧福祉センター))